

令和5年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和6年1月23日（火） 午後3時00分から午後3時55分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
欠	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	欠	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	欠	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	西元 貞幸	欠	中牧 龍次	出	立元 和揮
出	永山 智哉	欠	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	欠	中尾 明德	出	矢野 嘉彦	出	川崎 守
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主任主事 前田 裕孝
 担い手育成係 主任主事 桃木 洋佑
 都市政策課 都市計画係 主任技師 堀田 良一

5 事務局職員 局 長 宮地 智治
 次長兼農地係長 税所 篤行
 主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
 主 幹 前迫 篤弘
 主 査 池畑 信幸
 主任主事 角野 勝行
 主 査 下川路 茂 (吾平総合支所産業建設課)
 主 査 凶師 竜太 (輝北総合支所産業建設課)
 主 査 延時 立子 (串良総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・鹿屋市都市計画審議会委員の推薦について
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 倉田 雪男 委員 ・ 畠井 孝二 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和5年度 第10回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和6年1月23日(火) 開会 午後3時00分 閉会 午後3時55分

鹿屋市役所7階大会議室

局長 皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議長 ただいまから、令和5年度第10回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、大園委員、郷原委員、泊委員の3名です。出席委員数は、18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、鶴田委員、徳田委員、谷口委員、中尾委員、中牧委員の5名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号6番の倉田委員と7番の畠井委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の前迫主幹を指名します。

これより議事に入ります。1頁、議案第67号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第67号につきましては、1頁から59頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和6年1月24日です。合計面積は29万7千668㎡、うち更新分16万2千507㎡、内訳として、田が4万2千707㎡、畑が25万4千961㎡です。利用権を設定する者が83人、設定を受ける者が53人です。始期は、いずれも令和6年2月1日です。期間は、1年、3年、5年、6年、10年、15年です。次の3頁から45頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。次の1番から5頁の5番までは、設定期間が1年です。1番は、賃借権で新規設定。2番は、使用貸借権で新規設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で再設定。

次の6番から9頁の13番までは、設定期間が3年です。6番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で再設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次の14番から24頁の41番までは設定期間が5年です。14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、使用貸借権で新規設定。

次に、11頁、17番、18番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、19番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、20番、21番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、22番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、25番、26番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、27番、28番は、賃借権で再設定。

次に、18頁、29番、30番は、賃借権で再設定。

次に、19頁、31番、32番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、33番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、34番は、使用貸借権で再設定。35番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、36番、37番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、38番は、賃借権で再設定。39番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、24頁、40番は、議事参与制限にあたりますので後ほど説明します。41番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、25頁、次の42番から29頁の50番までは設定期間が6年です。42番、43番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、44番は、賃借権で再設定。45番は、使用貸借権で再設定。

次に、27頁、46番、47番は、賃借権で再設定。

次に、28頁、48番は、賃借権で再設定。49番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次に、29頁、50番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので後ほど説明します。

次の51番から44頁の78番までは、設定期間が10年です。51番は、賃借権で新規設定。

次に、30頁、52番、53番は、賃借権で新規設定。

次に、31頁、54番、55番は、使用貸借権で新規設定。

次に、32頁、56番、57番は、賃借権で新規設定。

次に、33頁、58番、59番は、賃借権で新規設定。

次に、34頁、60番は、賃借権で新規設定。

次に、35頁、61番は、賃借権で新規設定。62番は、賃借権で再設定。

次に、36 頁、63 番、64 番は、賃借権で再設定。

次に、37 頁、65 番、66 番は、賃借権で再設定。

次に、38 頁、67 番、68 番は、賃借権で再設定。

次に、39 頁、69 番、70 番は、賃借権で再設定。

次に、40 頁、71 番は、使用貸借権で再設定。

次に、41 頁、72 番、73 番は、賃借権で再設定。

次に、42 頁、74 番、75 番は、賃借権で再設定。

次に、43 頁、76 番、77 番は、賃借権で再設定。

次に、44 頁、78 番は、賃借権で再設定。

次の 79 番は、設定期間が 15 年です。79 番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3 頁から 45 頁までの 79 件の利用権設定ですが、9 頁の 3 年もの 13 番が、鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、上野委員に退席をいただき審議します。

（上野委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 9 頁の 13 番は、借人、上野委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 上野委員に係る 3 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（上野委員：着席）

上野委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、23 頁の 5 年もの 39 番と 24 頁の 40 番が、議事参与の制限にあたりますので、寺下委員に退席をいただき審議します。

（寺下委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

上之脇 23 頁の 39 番及び 24 頁の 40 番は、借人、寺下委員が使用貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 寺下委員に係る 5 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

（寺下委員：着席）

寺下委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、24頁の5年もの41番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますが、鶴田委員が欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 24頁の41番は、借人、鶴田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 鶴田委員に係る5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、28頁の6年もの49番と、29頁の50番が、農業委員会の取り決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 28頁の49番及び29頁の50番は、借人、入佐委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 入佐委員に係る6年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの73件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、46頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、46頁から50頁です。まず、46頁で説明します。公告年月日は令和6年1月24日、合計面積は1万8千702㎡です。内訳としまして、田が5千343㎡、畑が1万3千359㎡です。所有権を移転する者が6人、所有権の移転を受ける者が5人です。

次に47頁、次の2番は、あっせん協議が成立したものですので、お目通し願います。

また、次の1番及び48頁の3番から49頁の6番までは、全て所有権移転協議が成立したものですのでお目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、47頁の2番は、あっせん事業活動報告書が50頁にあり

ますので、あっせん委員の田村委員に報告をお願いします。

田 村 議席番号 10 番の田村です。2 番について報告いたします。

12 月 26 日、譲渡人と譲受人確認のもと、委員 2 名と事務局職員が同席し、串良総合支所会議室にて農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、酪農と肉用牛の生産を主としておられます。協議の結果、総額 100 万円であっせんが成立したことを報告いたします。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したもの 1 件と、所有権移転協議が成立したもの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、51 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、51 頁から 59 頁です。まず 51 頁で説明します。公告年月日は、令和 6 年 1 月 24 日です。合計面積は 5 万 5 千 888 m²で、うち、田が 9 千 798 m²、畑が 4 万 6 千 90 m²です。利用権を設定する者が 15 人、利用権の設定を受ける者が 10 人です。始期は全て、令和 6 年 2 月 1 日で、期間は 5 年、10 年です。

52 頁をご覧ください。次の 1 番から 54 頁の 4 番までは、設定期間が 5 年です。1 番、2 番は、賃借権で再設定。

次に、53 頁、3 番は、賃借権で再設定。4 番は、使用貸借権で再設定。

次に、54 頁、次の 5 番から 59 頁の 15 番までは、設定期間が 10 年です。5 番、6 番は、賃借権で新規設定。

次に、55 頁、7 番、8 番は、賃借権で新規設定。

次に、56 頁、9 番、10 番は、賃借権で新規設定。

次に、57 頁、11 番、12 番は、賃借権で新規設定。

次に、58 頁、13 番、14 番は、使用貸借権で新規設定。

次に、59 頁、15 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、52 頁から 59 頁までの中間管理権設定 15 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、60 頁、議案第 68 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 68 号につきましては、60 頁から 63 頁です。今回は、所有権移転が 16 件、地上権が 2 件の合計 18 件です。初めに、60 頁です。1 番は、田が 5 筆で 4 千 177 m²の売買です。2 番は、田が 1 筆で 823 m²の売買です。3 番は、畑が 1 筆で 986 m²の贈与です。4 番は、畑が 1 筆で 872 m²の贈与です。次に、61 頁です。5 番は、田が 2 筆で 1 千 397 m²の売買です。6 番は、畑が 2 筆で 1 千 924 m²の売買です。7 番は、畑が 1 筆で 593 m²の売買です。8 番は、畑が 1 筆で 1 千 198 m²の売買です。9 番は、畑が 1 筆で 1 千 147 m²の売買です。次に、62 頁です。10 番は、畑が 1 筆で 629 m²の売買です。11 番は、田が 1 筆で 457 m²の売買です。12 番は、田が 1 筆で 1 千 648 m²の売買です。13 番は、田が 1 筆で 309 m²の贈与です。14 番は、畑が 1 筆で 423 m²の売買です。次に、63 頁です。15 番は、畑が 1 筆で 2 千 146 m²の設定期間 10 年の地上権です。なお、5 条申請と関連です。16 番は、畑が 1 筆で 1 千 619 m²の設定期間 10 年の地上権です。なお、5 条申請と関連です。次の 17 番から 18 番までは全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、63 頁の 17 番と 18 番を高田委員に報告をお願いします。

高 田 推進委員の高田です。去る 1 月 15 日、記載の 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、63 頁の 17 番です。申請者は市内の方で、畑 1 筆を購入し、農業を開始するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、葉物野菜などを作付けするとのことでした。

次に、18 番です。申請者は市内の方で、畑 2 筆を購入し、農業を開始するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、玉ねぎや、ジャガイモなどを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました 18 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、64 頁、議案第 69 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 69 号につきましては、64 頁から 67 頁です。64 頁をご覧ください。

1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

2番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

4番は、貸駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に65頁です。5番は、貸家を整備するもので、農地区分は3の5です。

6番は、眼科医院、駐車場、駐輪場及び通路を整備するもので、農地区分は3の4です。なお、令和5年度第3回総会及び第7回総会で審議済みです。

7番は、薬局及び駐車場を整備するもので、農地区分は3の4です。なお、令和5年度第3回総会で審議済みです。

次に66頁です。8番は、施設利用者運動場を整備するもので、農地区分は2の4です。なお、令和5年度第7回総会で審議済みです。

9番は、営農型太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は農用地区域内農地一時転用です。なお、令和5年度第4回総会で審議済みです。

10番は、営農型太陽光発電施設を整備するもので、農地区分は農用地区域内農地一時転用です。なお、令和5年度第4回総会で審議済みです。

次の11番から67頁の15番までは記載のとおりです。以上です。

議長 それでは、調査がなされていますので、66頁の11番から67頁の13番までを寺下委員に、67頁の14番と15番を矢野委員に、報告をお願いします。

寺下 議席番号3番の寺下です。去る1月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、66頁の11番ですが、申請地は鹿屋工業高校の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外で不動産を営む法人で、申請地に建築条件付土地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に67頁の12番ですが、申請地は鹿屋工業高校の東北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施工ですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建築条件付土地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は鹿屋農業高校の北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の

農地の広がりがあり、土地改良事業が施行済みですが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で不動産を営む方で、申請地に建築条件付土地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、11番から13番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

矢野 推進委員の矢野です。去る1月15日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、67頁の14番ですが、申請地は鹿屋高等技術専門学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行済みであることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に15番ですが、申請地は萩塚簡易郵便局の南に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、隣接地の太陽光発電施設が申請地の一部に建設され、農地法違反の状態であったことから是正を行う計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、既に太陽光発電施設が整備済みであることから始末書が提出されています。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました15件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、68頁、議案第70号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第70号につきましては、68頁から69頁です。68頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は1件で、畑が4筆です。対象面積は、畑が7千911㎡です。次の69頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、68頁の1番を細川委員に報告をお願いします。

細川 推進委員の細川です。去る1月12日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の

変更に係る現地調査を行いましたので報告します。68 頁をご覧ください。周辺図等は 69 頁です。今回は 1 件です。農振除外の申し出です。申請人は、市外の方で、申請地を山林として管理する計画です。申請地は、輝北中学校の南に位置し、周辺は農地の広がりがなく、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可基準の「その他の農地」に該当し、転用の見込みがあると判断しました。

以上、排水対策等も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外について支障はないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、報告がありました 1 件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、70 頁、議案第 71 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 71 号につきましては、70 頁です。今回は 1 件です。70 頁の 1 番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、70 頁の 1 番を本村委員に、報告をお願いします。

本村 　　推進委員の本村です。去る 1 月 15 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。70 頁の 1 番です。今回は 1 件です。申請地は、鹿屋体育大学の東に位置し、平成 8 年から宅地として利用されていたとのことでした。状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、71 頁、議案第 72 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第 72 号につきましては、71 頁から 72 頁です。今回新たに、譲渡希望が 71 頁の 1 番から 6 番までの 6 件ですのでお目通し願います。なお、6 番は、賃貸借でも可としております。次に、賃貸借希望が 72 頁の 1 番から 9 番までの 9 件ですのでお目通し願います。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。71 頁、土地の所有者からの譲渡希望の 1 番を中塩

屋委員と垣内委員に、2番を本田委員と福元里美委員に、3番と4番を中塩屋委員と垣内委員に、5番を泊委員と松元委員に、6番を西ノ原委員と谷口委員にお願いします。

72頁、賃貸借希望の1番を私木場と川崎委員に、2番を新原委員と鶴田委員に、3番を榎原委員と森園委員に、4番から6番までを堀之内委員と矢野委員に、7番を中塩屋委員と垣内委員に、8番を堀之内委員と矢野委員に、9番を新原委員と鶴田委員にお願いします。

次に、73頁、議案第73号「鹿屋市都市計画審議会委員の推薦について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第73号については73頁です。鹿屋市長より都市計画法に基づく鹿屋市都市計画審議会委員についての推薦依頼がありました。今回も女性委員の登用について協力依頼があったことから、女性委員の中で最も在籍期間が長く、農地法に関する知識を有すると認められることから、堀之内委員を推薦するものです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、都市計画審議会委員は、堀之内委員を推薦いたします。

次に、74頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料74頁をご覧ください。合意解約につきましては、74頁から85頁です。今回は24件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、74頁から85頁まで24件の合意解約です。報告しておきます。以上で、第10回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

局長 それでは、2月の調査委員を申し上げます。

2月13日、火曜日、4条・5条の調査が、畠井委員、松元委員でございます。

2月13日、火曜日、農振調査が、西ノ原委員、福元里美委員でございます。

2月14日、水曜日、4条・5条の調査が、田中委員、有馬委員でございます。

2月14日、水曜日、3条調査が、村山委員、入佐委員でございます。

2月の総会は、2月22日、木曜日の9時から市役所7階大会議室となります。

議長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。なければ、これを持ちまして令和5年度第10回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉 会)